

総務委員会会議録

平成23年1月19日(水)

(開 会) 10:00

(閉 会) 11:57

委員長

ただ今から総務委員会を開会いたします。

「入札制度について」を議題といたします。執行部から資料が提出されていますので、補足説明を求めます。

契約課長

それでは、入札の執行状況について配付しております資料により説明いたします。

資料の1ページをお願いいたします。「平成22年度工事契約落札率別内訳表」でございますが、平成22年12月入札分までの設計金額が130万円以上の工事請負契約案件について、落札率別に記載したものであります。左から落札率、市長部局における件数とその契約金額総額、上下水道局における件数とその契約金額総額を記載しております。落札率を70%未満から99.6%以上までの10区分に分類しております。

12月末までの市長部局の入札件数といたしましては107件で、契約金額の総額は19億2424万3650円で、その平均落札率は90.53%となっております。

次に、上下水道局の12月末までの入札件数といたしましては76件で、契約金額の総額は21億5916万2250円で、その平均落札率は90.19%となっております。

資料の2ページから4ページをお願いします。「平成22年度条件付き一般競争入札実施状況」についてご説明いたします。市長部局における平成22年12月末日現在の条件付き一般競争入札の実施状況でございますが、左から工事名、工種等級等、予定価格、最低制限価格、落札額、落札率、申請者数、応札者数、最低制限価格応札者数、入札日を記載しております。

市長部局におきましては、30件の一般競争入札を執行いたしました。その内訳といたしましては、土木一式工事が17件、建築一式工事が11件、管更生工事が1件、機械器具工事が1件となっております。30件のうち21件において最低制限価格に応札がなされ、くじ引きにより落札者を決定いたしております。平均落札率につきましては、4ページの一番下の欄に記載しておりますが、87.64%となっております。

次に5ページから7ページをお願いします。上下水道局の12月末日までの実施状況につきましては、28件の一般競争入札を執行いたしておりますが、土木一式工事が21件、管更生工事が1件、機械器具設置工事が1件、電気工事が4件、水道施設工事が1件でございます。28件のうち21件において最低制限価格に応札がなされ、くじ引きにより落札者を決定いたしております。平均落札率は85.63%となっております。

次に、変動型最低制限価格方式による入札執行状況について説明いたします。資料の8ページをお願いします。制度を導入いたしました10月から12月末日までに4件の入札を執行しております。その内訳といたしまして、土木 等級と 等級が混合したものが1件、土木 等級と 等級が混合したものが3件となっております。4件の平均落札率は、82.19%となっております。

9ページから12ページにつきましては、8ページ記載の工事毎の算定結果表でございます。

9ページをお願いします。9ページの「小峠団地1号線道路災害復旧工事」につきましては、28者の参加申し込みがあり、1者落除きで、27者で入札を執行しております。その結果、2ばん札から18番札までの17者を算定いたしまして、変動型最低制限価格が587万7千円で1番札の業者が失格となり、2番札の業者が落札しております。

10ページから12ページにつきましては、説明を省略させていただきます。

10月からの入札制度改正につきましては、告示、ホームページの掲載や業者説明会を行い、周知期間を設けて実施いたしました。この間の入札参加申請や入札会場での混乱はなく、現在に至っております。

1000万円未満130万円以上の土木一式、建築一式工事及び変動型最低制限価格方式による入札につきましては、試行で実施いたしておりますが、現時点では実施件数が4件と少ない状況でありますことから、土木一式工事、建築一式工事とあわせて、引き続き試行を継続していきたいと考えております。

委員長

説明が終わりましたので、ただいまの資料及び補足説明を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

川上委員

資料の1ページを見ますと、この間の市長部局の入札107件のうち、90%未満は36件であります。残る71件が90%以上ということで、高い落札率の状況があると思います。こういう中で、この間皆さんが談合情報と認定するかどうかは別にしてもですね、広い意味で談合に関する情報が寄せられなかったかどうかについてお尋ねをします。

契約課長

これまでのところ、談合情報は寄せられておりません。

川上委員

私はこの間談合情報が寄せられるその都度に、公表することにはどうかという提案をしておりましたけれども、それについては現在どういう検討状況になっておりますか。お尋ねします。

契約課長

談合情報につきましては、調査に値するかどうかという判断基準が談合情報マニュアルで規定しておりまして、それにつきましては談合に関与した業者名が明らかであること、内容が具体的に談合があったことというのがはっきりわかるものをといったものが基準となりまして、談合情報という形をとっております。そういった中で、現時点ではあっておりませんが、先般にありました内容につきましては、若干信憑性がない情報も含まれております。そういった中で、一部談合情報の非公開、特にその中に名前が指摘があります業者名等につきましては、いろんな問題が含まれておまして未確定な情報を公表するということにつきましては、対象者が不利益を被るといったようなことも考えられますので、慎重に対応すべきという形で検討いたしているところでございます。

川上委員

私たちは、今は官製談合事件だったという、本質はそこにあったという認識にたっている岩崎浄水場事件ですね。これについて、情報が寄せられたときに当時の執行部が談合情報に値しないという判断をしておいたということを、忘れてはいけないと思うんですね。それで先ほど私お尋ねしました、談合情報とあなた方が値すると認定しない場合も含めてね、談合にかかわる情報がなかったかと聞いたんですけども、あなた方が値しないと判断した情報も含めて、そういうものは寄せられていませんか。

契約課長

平成22年の1月28日に報告をいたしております総務委員会資料によりまして、平成20年度、21年度につきまして談合情報の状況について報告させていただいております。その後について、談合情報等は寄せられていないということでございます。

川上委員

今の答弁は、あなた方が値すると見なさないものについてもないという答弁ですか。

契約課長

そういった内容、直接的な書類的な提供、そういったものはあっていないということでございます。

川上委員

口頭であったわけですか。

契約課長

それもあっておりません。

川上委員

私は、その都度公表については、いろいろ皆さんが検討されるべきことも当然あると思うんですけども、ルールを早くつくる必要があるんじゃないかというふうに思います。その理由は、岩崎浄水事件を1つ見ただけでも明らかと、今でも上下水道事業管理者はあの事件が官製談合であることを認めてないわけですから、公式には。それから、変動型最低制限価格実施状況についてですけれども、入札にあたって特段の混乱はなかったということですが、周知についてはどのように行われたのか、十分か不十分かについてどう考えてあるかをお尋ねします。

契約課長

10月以降入札制度改正を行いました。その間ホームページ等で掲載いたしまして、業者説明会を9月の13日と15日午前・午後、計4回実施いたしております。総数は、約100社の参加がございまして、その説明会おきまして変動型の入札執行につきましては、参考までに試験的にみなさんに任意に金額を、設定は一応予定価格はこうですという形で試行的にやらしていただきまして、特に問題なく終了いたしております。その後の問い合わせは何件かありますが、説明いたしまして特に混乱なく実施いたしております。そういうことで、当日の入札現場でも特に混乱なく終了後も速やかにみなさん公表したのにつきましてはですね、閲覧される業者さんは残られて閲覧し、帰られる業者さんはスムーズに帰られているということで、その後の問題があったということは全くありません。

川上委員

資料の8ページ目に見ますと、落札率が80%未満という状況もあるわけですね。それで、それはともに市長部局の方なんですけど、工事の品質に不安が残るようなことはなかったかどうか、お尋ねします。

契約課長

現在この4件、資料の8ページの変動型最低制限価格によります実施をいたしておりますが、このうちの1件が先日竣工いたしております。こういった中で品質的に問題があったかどうかということは、検証をしていくつもりでございますが、そのときの工事成績につきましては特に問題なく、点数でいきますと89.5ということで、格付基準によりますと65点以上80点未満が可でも不可でもないという状況でございます。土木一式工事につきましては、平均的な工事成績が約83点となっておりますことから、品質的には特に問題ない形で竣工しているということでございます。

川上委員

次に、個別の入札についてお尋ねしたいところがあります。資料の3ページに17番 堀・金田線道路改良工事があるんですけど、落札率が82.99%です。堀・金田線道路改良工事の2工区が4ページ、30番にあります。これについては、落札率が95.67%ということで、かなり開きがあるんですね。それで、2工区というのはどういう部分に設定されたものかですね。それから、今年度当初の計画にあったものなのか、まずお尋ねします。

契約課長

堀・金田線道路改良工事2工区の工事につきましては、当初から計画はあったのかということですが、契約担当所管では当初にあったかどうかということまでは、ちょっと把握いたしておりません。堀・金田線道路改良工事につきましては、潁田方面から金田方面に抜け

る飯塚側の道路でございまして、この間を約3年間で整備する道路の改良、傷んでる道路を改良するという概要でございまして、そのうちの飯塚額田側から上り方面に向かって約3分の1程度の部分を改良を行うという工事の概要ということでございます。

川上委員

これは、17番は1工区と書いてないでしょう。1工区があって2工区があってということじゃなくて、2工区から2工区と書いてるんですよ。ですから、これはこのまま読めば、2工区は後で出てきてるんですね。そういうことじゃないですか。場所はどこですか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:16

再開 10:17

委員会を再開いたします。

都市建設部長

まず1工区の説明をさせていただきます。これは補助金等の関係上、当初5千万円強の工事を発注しております。その中で落札が4400万円というようなことの約1千万円弱のですね、予算が執行で余ったわけですね。その中で国・県等の協議の中で執行するというので、来年度、再来年度3カ年計画で計画しております工事の中で執行できるところについてはこの金額の残金額でですね、2工区を急遽出したというような状況でございます。まず1工区については、1工区という名前をつけておりません。2工区を新たに出したということで、2工区という名称をつけたというような状況でございます。

川上委員

国・県と協議をしたということなんですからけれども、低い落札率で執行残が出た場合ですね、まあ1千万円強出たということなんでしょうけど、判断があるんじゃないかと思うんですね。その中に補助金の要素と、それから市の負担分の要素があると思うんですよ。それで、そうなったときの補助金はもう今年度に使ってしまいなさいということで来るのかね。それならば不要不急であっても経済対策上しかたないかという判断も、もしかしたら皆さんの中には生じるかもしれないけども、そういうことでもなければね、市の負担分は不要不急じゃなくて、もっと別の急ぐべき生活関連に回すということもあったんじゃないかと思うんですね。そこが疑問なんだけど。2工区の予定価格1200万円超えの予定価格になってますけど、この中には市の負担する額というのはどれぐらい入ってますか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:19

再開 10:19

委員会を再開いたします。

土木建設課長

補助率が10分の5.5でございますので、残り45%が単独費ということになります。

川上委員

後で落札率に行きますけど、5.5を新規設定というふうに使わないで、別の方向に使うことはできなかったんですか、可能性の問題としては、選択肢としては。

土木建設課長

これは1つの交付金事業の中で行っておりますので、それ以外のものの使用は認められておりません。

川上委員

じゃあ市がこの5.5を負担しないということになれば、4.5は流れるということになるん

ですか。

委員長

反対。

川上委員

ああ、そうですか。5.5が補助。4.5を市が負担しないということになれば5.5が流れるということなんですか。

土木建設課長

流れるという考え方はありますけど、やはり補助金をもらって行っておりますので、国・県との協議は必要になるうかと思えます。

川上委員

国・県と協議と言うけども、国や県が、特に今の国が補助金ポンと投げ渡してるわけじゃないわけだから、残りが出ればね、やっぱり厳しく査定してるはずなんですよ。いずれにしてもね、同じ道なんでしょう、同じ道でしょう。どうせ削ったといっても、来年のプランでもあったわけでしょ。今回だけで終わらせるつもりはなかったわけだから。どうせせないかんなら、残ったんだからこれに回そうということじゃなくって、もっと急ぐべきものがあつたらね、そっちに回そうというのが我々の考え方じゃないんですか。残ったから予定外だけど、どうせするものやから先に前倒ししようとかね、それは安易じゃないかというふうに思うわけですよ。それで、落札率なんですよ。最初の入札のときは17番82.99でしょ。今回の場合は2工区の場合は95.67でしょ。30番の2工区の入札結果をお尋ねします。

契約課長

掘・金田線道路改良(2工区)工事につきましては11社の参加申し込みがありまして1社落除き、10社にて入札を執行いたしまして、最低の札で入れた税抜き1160万円で有限会社 國丸組が落札いたしまして、95.67%という落札率になっているところでございます。

川上委員

予定価格が1212万5千円ですよ。それで、あなた方がインターネットで公表している結果表を見るとね、1190万円、1176万円、1200万円、1200万円、1213万3千円、1212万円、1212万円、1212万5千円、1212万5千円、100%ですよ。もう100%そのものがね、2つある。そして、もうほぼ100%です、全部、國丸組の95.67%を除けば。一方で、本工事というか、最初の場合はどうですか。くじ引きなんですよ。申請14、失格1、14社全部参加してくじ引きじゃないですか。かたや同じ道を工事するのに、一方では最低制限価格でくじ引きです、オール。それで残ったお金を使った、あわてて造った第2工区、新2工区、どうせするもんだからしようと言われればね、これについては張りついているんですよ、100%に。そして一番低かったところは95.67%です。これについて、あなた方は何の問題意識も持たないですか。お尋ねします。

契約課長

落札結果の95.67%は確かに低い落札率だとは思いますが、あくまでも参加業者がそれぞれの積算のうえ応札された結果だというふうに考えております。

川上委員

じゃあ、積算の結果を聞きましたか、どういう積算をしたのか。100%応札しているところがあるんですよ。積算は、あなた方と完全に一致しているわけ。あなた方の計算と完全に一致していたら大変でしょう。積算の結果だって言うんなら、その中身は把握してますか。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:26

再 開 10:27

委員会を再開いたします。

契約課長

現在、応札された積算の内訳はどうかというかたちで、応札された業者のほうに聞くようなことはございません。あくまでも予定価格と最低制限価格は予定価格以下最低制限価格以上で応札されて、最も低い価格で応札された業者の方が落札するというシステムでございます。最低制限価格に当然集中されて、同額の場合は抽選になっておるところでございますので、この範囲内で応札された場合については特に調査するということとはございません。最初は感想を聞いたんですよ。結果ですと言ったんですね。それで、もともと先ほど委員長が言われたけど、工事内訳書、見積内訳書はね、出してもらおうように準備しているんですよ。この中で、先から言うけども、同じ道の工事をやってるんですよ。同じ道の工事をやってて最初やってみたら最低制限価格に札が集中してくじ引きをしましたと。それは11月2日の話なんです、去年の。落札率は結果82.99%でお金が残りました、82.99%だから。そのお金を使って2工区を急遽設定しました。そして入札をしました。その入札は1カ月、2カ月までいかない12月21日、年末に行われたんですね。今度は10社が応札したと。先ほど見ればわかるように、その内2社はもう100%なんです。落札業者以外は99%ですよ。100%から99%。それで、あなた方は談合情報は寄せられませんでしたというわけですよ。これは事情調査すべき事例ですよ。過去に私は都市下水道問題で、99.9%がずーっと続いている業者があったでしょう。どうしてそういうことになるのか事情を聞いてみたらどうかと言ったことがありますよ。あなた方はその場で否定したけど、事情を聞いたことがあるでしょ。こういうときに聞くんですよ。それで、こういうときに自分たちが工事見積内訳書をとっていない、仕事していないことを棚に上げてね、そういうものを見ることはできませんとかいうのは責任放棄ですよ。これを指摘しておきたいと思います。

続けていいですか、委員長。次はですね、鯉田地区污水管渠布設（5工区）工事、7ページですね、27番。この限りでは入札結果がわかるんですけども、去年の12月20日に入札を行い9社応札、94.99%なんですね。応札者ごとの金額はどうなっているかですね、含めて入札結果をお尋ねします。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:32

再開 10:36

委員会を再開いたします。

契約課長

上下水道局の執行の鯉田地区污水管渠布設（5工区）工事につきましては手元にいま資料がございますので、それに基づきましてこの範囲内で答弁させていただきます。入札参加は9社ございまして、9社の会社名ごとに応札した金額を申し上げます。株式会社関組1728万6千円。毛利土木1700万円ちょうど。池田建設1658万7千円、この業者が落札いたしております。九州ジオスター1737万円ちょうど。合屋産業1746万1千円。國丸組1746万円。東和建設1746万1千円。芳野建設1740万円。栄建設1746万1千円。以上でございます。

川上委員

鯉田地区污水管渠布設（5工区）工事は上下水道局がいればお尋ねしたいところだったんですが、いつ工事をやるかが決まったのかなど。契約課でわからないでしょう。それで、入札は12月の20日なんです。先ほどのね、堀・金田線（2工区）は翌日なんです、12月21日。ホームページで公表されているから何社も重なっているのがわかる。わかるでしょう。見られたと思うんだけど。例えばこの鯉田地区污水管渠布設（5工区）工事で12月20日です

よ。100%で応札した業者が3社あるんですよ。この3社のうちですね、翌日も100%で応札したところがある。前日100%で、翌日99.99%ぐらいで応札している業者もある。要するに、上からいくと、いま企業名も言われていたんだけど、100%、100%、100%、99.99%、99.65%、99.47%、98.99%、97.35%、94.99%ですよ。97.35%と94.99%の間には差がある。翌日落札した、つまり堀・金田線道路改良(2工区)で落札した業者、95.67%で落札した業者は、実はですね、99.99%で応札しているんですよ、鯉田地区污水管渠布設(5工区)工事。これはね、絵に書いたようなふうになります。もう100%張りつきですよ。それで、市長部局と業者には、業種によっては市長部局と上下水道局と分かれるところがあるかもしれないけど、仕事の内容によってはね、関係ないわけですよ。入札制度の調査する場でだけね、これは市長部局です、これは上下水道ですよというふうにやってたら、本当は入札制度改革できない。むしろ岩崎浄水場事件を見てもそれに対する反省がないという点からいってもね、いま問題は上下水道局なんですよ、私の認識は。上下水道局も落札率の引き上げを防止するために行革やるって言っているんだけど、具体的には市長部局の入札制度改革にならう仕組みになってるでしょう。だから、上下水道局の入札がきちんと行われるかどうかというのをよく見ながら、ここは仕事をする必要あるんですね。こういう100%張りつきの、全くイコールではないけど、主要な部分が主要な業者が重なっている入札が2日続けて100%張りつきで行われることについて、総務部長はどのようにお考えですか。

総務部長

いま質問者言われました、入札の結果、金額だけを見てですね、私どもこれについてどうのこうのということを言い難いというのがございます。あくまでも業者さんについては真摯に積算をされたという、悪意を持ってではなくて、真摯に対応されたというふうに、私どもは考えるべきであるというふうに思っております。そういう中で全体的に競争性について増していただくような制度、これを構築していこうというふうに考えておりますので、1件1件の案件、これがどうであるかということを当然傾向として見ながら、私ども競争性の発露、これについて努力をいたしますし、またこういった入札結果につきましては警察のほうにも情報提供いたしておりますし、関係機関とも協議をいたしております。そうした中で努めておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

川上委員

いろいろ入札制度改革してきたでしょう。それで、最低制限価格に札が集中して、一部の業者が大変困っているという声も聞くでしょう。それで変動型最低制限価格の試行も始めた。しかし注意しておく必要があるのは、残り物に福があるというようなことでね、当初になかった工区をつくって工事を出して、そこにはかなり100%張りつきがいま言ったような状況で行われているとすればね、これは一度調査する必要があると思う。それで、鯉田地区污水管渠布設(5工区)工事、先ほど私自身も調査不足でしたけど、いつこの工事をやるかが決まったかと思うんだけど、下水管でしょう。下水本管でしょう。受益予定戸数がどのくらいあるのかと聞きました。10戸なんです。市営住宅なんですよ、畝割の。戸数10戸、空家1件。住宅おられますかね。この畝割の市営住宅、水洗化改修計画が今ありますか。

都市建設部長

畝割の市営住宅の水洗化改修計画というのは、いま検討はしておりません。

委員長

他に質疑はありませんか。

(他になし)

お諮りいたします。本件は掘り下げた審査をするということで、継続審査といたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は、継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 46

再 開 10 : 55

委員会を再開いたします。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、4件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「平成22年度 補助金等審査結果概要について」、報告を求めます。

行財政改革推進室主幹

平成22年度補助金等審査結果概要について、ご報告いたします。

資料の「平成22年度補助金等の見直しに関する意見提言書」をお願いいたします。この意見提言書につきましては本年1月13日に審査会から市長へ提出されております。

5ページをお願いいたします。第3で補助金等の見直しに関する実施要領を記載しております。1の審査会の設置でございますが、補助金等の見直しにつきましては本市の附属機関でございます行財政改革推進委員会の専門部会としまして、補助金等審査会を設置いたしております。次に、2の審査対象選定基準及び審査対象件数でございますが、平成22年度の補助金等、全183件につきまして、担当課におきまして調査を実施いたしまして、補助金等調査票を作成いたしております。市単独補助でかつ、法令等またはそれに準ずるものによる義務づけがなく、補助期間が3年を超えるもの115件を審査対象としております。

7ページをお願いいたします。3の審査方法でございますが、先ほど説明いたしました補助金等審査会の外部審査員5名にて、昨年の10月29日から11月22日までの間、補助金等審査会を5回実施いたしております。審査の区分は拡充、現状維持、縮小、統合、休・廃止の5段階で、平成21年12月に策定いたしました補助金等の見直しに関する指針で定めました基準に基づき、補助金等の必要性や公益性、効果、効率性などの観点から評価を行っていただいております。第4で補助金等の審査結果を記載しております。1で、団体補助、繰越金の取扱い、統合の取扱い、現状維持の判定の取扱い、縮小の判定の取扱いについて、審査の総括をしていただいております。

8ページをお願いいたします。2で、個別補助金等の審査結果でございます。A3版で9ページから20ページにわたって、審査結果一覧表を付けております。左から担当課、補助金名、補助金の目的、交付先、事業開始年度、終了年度、補助金等の内容、補助金の分類、担当課評価、今後の方向性、審査結果、評価区分、評価者による総評を記載いたしております。なお、評価者区分のところに見出しがついている分がございますが、これは条件を付して評価をされている部分でございます。内容の説明は省略させていただきます。

今後は審査会から提出されましたこの意見提言書はもちろんのこと、評価作業での議論の中で出されております意見等踏まえまして、所管課において十分に検討を行い補助金等の見直しを行ってまいりたいと考えております。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

川上委員

補助金等の見直しに関する意見提言書ですが、1月に出されたんですね。それで、平成23年度予算編成との関係でいうとですね、この内容はどのように反映されるのか、お尋ねをします。

行財政改革推進室主幹

今回の見直しで、平成23年度の予算にどれくらい反映できるのかとか、そういったことだろうと思いますが、今回の補助金の見直しによりましては23年度に当初予算にできるだけ反映したいということで進めてきております。ただ、所管課でいろいろというか、一般的に評価をそこそこで全部やっておりますので、その方向で見直しを行っているものもありますし、審査会での意見を受けてという形もありますので、当初予算にもこの内容がすべてストレートということにはなりません、当初予算に反映できるものについてはある程度は反映しているものもございます。今後、反映をする当初予算に反映できないものには執行の段階でも反映する検討をしながら、反映させていきたいと考えております。

川上委員

提言書が出たのは1月なんですね。それなのに、既に反映をしておるといのはどういことですか。もう間もなく新年度の予算案も公表されることになると思うけど、これを待たずに予算編成の段階で反映させたということですか。どういう手法でやったんですか。

行財政改革推進室主幹

行財政改革につきましては、平成18年から補助金の見直し等にも取り組んでおります。そして改訂版の中で、審査会の設置をして補助金を見直すということも書いております。ただ、この補助金につきましては、行革という全般的な事業の見直しという中で、また先ほど行っております行政評価、補助金絡みのものもございます。そうした中で、一般的に担当課で見直ししているものもございますので、そういったものにつきましてはこの審査会の結果を待たずしてできているものもございます。ただ、審査会での意見がいろいろと出て担当課の評価と違っている分もありますので、そういった分も今後検討して反映させていきたいというふうに考えております。

川上委員

これは対象補助金が115となっております。金額にして7億3千万円ということなんですが、対象団体が115ということですか。だとすると、担当課を通じてこの115団体と話し合いは既に終わっておるのか。それとも、その審査会が団体と会って意見を聞いたのか。その辺はどうなっておりますか。

行財政改革推進室主幹

審査会はあくまで審査ということで、団体と会って協議したとか審査したということではございません。あくまで、担当課が団体等と協議をしながら進めてきております。そういったものの評価として内部評価を行い、その評価、それから規約、規則、それから職員への説明、そういうものを持って総合的に審査会で評価されたということでございます。

川上委員

これを見ますと、最初の例えば見直しの方向性が3ページに書いてあります。例えば、「団体運営費補助のあり方を見直し」とあって、下から5行目からですね、4行目から「団体等が行っている事業が、本来、市が主体となって行うべき行政の代替としての性質を有している場合については、そもそも団体運営補助金として支出していることが適切なのかという点を審査し、団体が行っている特定の事業に着目して委託事業へ切り替えることも併せて検討していく」とかですね。それから人件費の問題、7ページ「第4 補助金等の審査結果」の「1. 審査総括」の「(1) 団体運営のことに」のところがありますけれども、例えば「事業費補助としての合算分(23件)も含めて団体運営に関する補助が33件あり、その中には、役員の人件費等が補助額の半分以上を占めているものや対象経費の適格性にそぐわない支出が見受けられるものがありました。こうした補助事業については、可能な限り事業費補助への移行を進めるとともに、適正な運用がなされるよう補助事業の見直し、団体への適切な指導を行っていく必要がありますので是正してください。」とこういうふうにあるんですね。結果一覧を見ます

と、例えば部落解放同盟がいま指摘のあったところにそのまま該当するわけですが、一覧表、A3のもので、9ページですね、これの3番を見ますと、5人全員で縮小というふうにとどまっているんですね。休・廃止という区分があるにもかかわらず、縮小にとどまっているということになるんですけど、この審査会の会長、副会長、委員をどういう観点で市長は選任されたのか、お尋ねをしたいと思います。

行財政改革推進室主幹

補助金等審査会のメンバーでございますが、行財政改革推進委員会という組織、附属機関を行革の中でつくってございます。この行財政改革推進委員会は12名から構成されております。現在1人、ちょっと亡くなりましたので、11名ということで構成しております。そのうち6名を行政評価に携わっていただくということと、残りの5名を補助金等審査会の委員ということで分けて行うということで、昨年行革推進委員会の中で諮って決めております。その中でいま現在、行財政改革推進委員会の委員長でございます新開氏が会長ということで、それから副会長には同じく行財政改革推進委員会の近畿大学の先生、日高氏が副会長ということで選任しております。

委員長

他に質疑はありませんか。

(他になし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市防災（浸水）対策基本計画の策定について」報告を求めます。

総務課長

「平成21年7月中国・九州北部豪雨」による水害並びに平成22年7月14日豪雨による水害の発生を踏まえ、「飯塚市防災（浸水）対策基本計画」を策定いたしましたので、その概要をご報告いたします。

まず、本計画策定にいたる経緯について簡単にご説明いたします。

本市の防災、浸水対策事業につきましては、一昨年12月議会におきまして平成21年度実施の事業についてご報告申し上げていたところ、その際、平成22年度以降の事業につきましては、被災地域住民の要望等の聴取、集約作業が終了していないこと、国、県事業との調整等を引き続き検討中であること、また最も大きな理由として、治水対策等の調査、治水対策基本調査を22年度も引き続き行い、それらの分析結果を考慮しなければならないことから、22年度中に中、長期事業をも踏まえた「飯塚市防災（浸水）対策基本計画」を策定するとしていたところ、今般、これらの事務作業がほぼ終了し、また財源の裏付けとして合併特例債の活用が目途が立ったことから、本計画の策定、公表に至ったものでございます。

お手元の資料1「飯塚市防災（浸水）対策基本計画」をお願いします。1ページ目は防災体制関連事業、2ページ目は建設関連事業として、それぞれ、短期、中期、長期事業に分けて、とりまとめております。各事業について、防災体制関連事業については総務課より、また建設関連事業については、のちほど資料2「概要書」とあわせて、土木建設課よりご説明申し上げます。

それでは、防災体制関連事業について総務課よりご説明申し上げます。1ページをお願いします。まず、計画表の見方でございますが、欄外下に記載のとおり、短期計画については合併特例債の活用を前提に平成23年度から27年度までの5年間とし、主に多額の費用を要すると考えられるハード事業を中心に記載しています。また、中期計画並びに長期計画については、防災関連事業の特性として建設関連事業とは異なり、ソフト事業がメインとなっているために、毎年見直しのうえ、継続しなければならない事業が多いため、すべて短期計画からの継続事業として位置付けています。

短期計画の最初の項目であります「連絡体制の強化」につきましては、移動系防災行政無線

の整備でございますが、これは一昨年の水害の際の反省に立ち、新市となって活動範囲の広がった消防団と河川パトロール班が共用しております、現状のアナログ式旧型の移動系防災行政無線について、混線や不明瞭等の問題があるために、それらを解消するためデジタル化を図ろうとするものです。

次の「情報収集体制の強化」につきましては、河川等パトロールに乘用しております公用車を増設し、活動範囲を広げるために4輪駆動車を2台整備しようとするものです。また、本庁等電話交換の仕組みの改善につきましては、すでに既存の電話交換機に外付けのかたちで音声ガイダンス設備を設置し、「電話が通じない」という苦情に対応しておりますが、より安定した受信が可能となるよう抜本的に設備を更新しようとするものです。

次の「防災啓発事業の推進」につきましては、20年度に避難所サインを統一し、また地域でも自主的に設置に取り組んでいただいた結果、市内に案内看板を8箇所、指定避難所16か所にサインを整備しておりますが、さらに整備を進めようとするものです。

次の「防災体制全般の見直し」につきましては、防災に関する共助、互助の体制を強化するために、すでに社協との災害ボランティア協定や民間企業有志との災害必需物資の供給協定を締結していますが、さらに土木作業分野等にも拡充を図ろうとするものです。

次の「情報伝達方法の整備」につきましては、河川監視カメラによる映像情報を災害対策本部にあるモニターだけでなく、インターネットを通じて広く市民にも配信しようとするものです。

次の「災害時要援護者支援体制の推進」につきましては、避難所における運営マニュアルの整備や社会福祉施設等との連携強化を図り、福祉救援ボランティアの活動を積極的に支援しようとするものです。

次に記載しております、短期から中期計画に掲げる諸項目及び短期から長期計画に掲げている諸項目につきましては、一昨年12月議会でのご報告事項と重複しており、また、これまでに一般質問等でご答弁した事項とも重複しておりますことから説明を省略させていただきたいと思っております。以上が防災体制関連事業として計画している事業でございます。

なお、最後になりますが、防災体制関連事業の推進にあたりまして、最も優先すべき重要事項は、固定系の防災行政無線が整備された現在、「災害時要援護者支援体制の推進」と「初動体制の強化」と考えています。

以上、簡単ですが、総務課からの報告を終わります。

土木建設課長

続きまして、建設関連事業の説明をさせていただきます。お手元の資料2の概要書を申し上げます。

まず1ページですが、項目1の浸水原因分析結果につきましては、1.1の降雨状況としまして、近年集中豪雨に伴う比較を行なっております。平成21年7月24日に発生しました集中豪雨は、1時間雨量が98.0ミリメートル、時間最大雨量101ミリメートルであり、本市では過去最大級の降雨でした。添付資料として2ページ、3ページ、4ページに、各年度ごとの「降水量及び水位等調べ」を、また5ページに「時間最大雨量」表を添付しております。

続きまして、6ページの1.2の被害状況としまして、近年集中豪雨に伴う飯塚市全域の家屋の床上・床下浸水状況を明記しております。

平成21年度は、平成15年度の浸水被害よりは軽減されたものの、市全域の浸水被害面積は891ヘクタールで、被害状況は死者1名、家屋浸水1,385世帯、店舗・事務所浸水は425件でした。

7ページ、8ページ、9ページにそれぞれ災害被害状況一覧表を添付しております。なお、7ページの被害状況一覧表は旧飯塚市分のみの記載であります。

続きまして10ページをお願いします。1.3の浸水原因としまして、既往最大規模の降雨

であった事で、河川・水路等の施設の排水能力を超えたため、河川の上昇により、内水が滞留し被害をもたらしたものであります。

項目2の浸水対策の検討と方針としまして、2.1で流路処理対策の検討の考え方を記載しております。2.2の降雨強度解析は、平成21年度の確率雨量は10年確率で1時間当たり65.7mmとなっております。11ページの2.3の浸水対策の方針としましては、今回、解析いたしました計画雨量65.7mmに対し能力が不足する流域面積7,883ヘクタールが対象の各河川、水路及び内水施設の検討を行い「飯塚市防災（浸水）対策基本計画」を策定後、積極的に取り組んでいく事としております。項目3の浸水対策につきましては、平成15年度、平成21年度、平成22年度に発生いたしました集中豪雨による浸水被害の軽減に向け流域毎に対策案を計上し、「飯塚市防災（浸水）対策基本計画」を策定するものであります。

続きまして資料1の2ページ目をお願いします。建設関連事業について説明させていただきます。区分といたしましては、平成23年度から平成27年度までの5カ年の間に実施予定の事業を短期事業、平成28年度から平成32年度までに実施予定の事業を中期事業、平成33年度以降に実施予定の事業を長期事業として位置付けしており、基本的には浸水被害が多く発生した地区や、今後も発生しうる水害に対し早急に対応する必要がある事業を計画しております。

まず、短期事業でございますが、河川や水路の改修、調整池の新設、排水ポンプの新設等、市全域の浸水被害解消を目的に各地区の浸水対策事業を計上しており、23事業で61億円を計画しております。

国・県との協議に時間を要すると思われ、中期・長期に位置付けしております事業のうち、中期事業は13事業で52億円、長期事業は7事業で35億円を計画しており、短期・中期・長期合わせまして合計43事業で148億円を計画しております。

なお、これらの事業につきましては、合併特例債を活用し実施したいと考えております。合併特例債の適用期間につきましては平成27年度までであり、現在の基本計画では短期事業のみの活用となっておりますが、中・長期事業に関わらず、実施可能な事業につきましては、平成27年度までに実施してまいりたいと考えております。なお、放流先であります国・県とも協議を重ね、積極的に事業を実施してまいりたいと考えております。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

川上委員

この間の相次ぐ水害で、住民の皆さんから大変な要望が出ていると思うんだけど、今回の基本計画の中でカバーできなかった要望がありますか。

土木建設課長

要望とそれから浸水対策につきましては、この計画以外のものも多々あります。そういうものも踏まえた中で、極力実施できるものについては行っていきたいというふうに考えております。

川上委員

それを選択した基準はどういった観点ですか。

土木建設課長

基本的には浸水被害が多く発生した地区や、予想される集中豪雨に対し早急に対応する必要がある箇所を計上しております。現在、実施中の浸水対策や合併特例債の適用が平成27年度まででございますので、完成が見込める部分も考えて短期計画にて計上しております。

川上委員

1つは水害の常習性を言われたんですね。それから2つ目は緊急性ということだったと思い

まずけれども、合併特例債の使用期限の関係で言えば、計画が立っていれば平成27年度までに工事が終わらなければならないということでもなかったと思うんだけど、その辺についての認識はどうですか。

財政課長

合併特例債の適用につきましては、平成27年度までに計画を完了する必要があるがございます。

川上委員

それは計画が完了でしょう。工事が完了じゃないでしょう。そのところをもう一度。

財政課長

工事も完了しなければならないとなっております。何らかの事情でですね、年度内に完了できない場合には翌年度までの繰り越しというのも可能になりますが、基本は工事が平成27年度までに完了する必要があるがございます。

川上委員

平成27年度中の工事完了ということなんですね。通常、工事変更するじゃないですか。工期を延ばしたりするでしょう。その理由の場合は延ばしてもいいという、翌年度まで延ばしていいということですか。

財政課長

避けられない、やむを得ない事情、例えば災害とかですね、そういう場合で、年度内に完了が見込めなくなった場合には翌年度までの繰り越しが可能ということです。計画自体を延長するとかいうことはできません。

川上委員

そういうふうな3つの観点から今回住民の皆さんから要望があったけども、外したという対策としてはどういうものがありましたか。

土木建設課長

ちょっと質問から外れると思いますが、基本的に基本計画は主流となるものを上げております。それ以外のものについても5カ年の中でできるものについては極力やっていきたいというふうに考えておるところでございます。その資料につきましてはちょっと手元に持ってきておりません、外れたものについて。

川上委員

そうすると、中心課題となるものについては全部入れたというお考えなんですね。そうするとね、鯉田工業団地の調整池の問題については議会でも答弁があってました。これについてはどういう認識で基本計画の中に入っていないのかね、お尋ねします。

土木建設課長

鯉田工業団地の調整池につきましては、下流域の浸水対策を考慮しなければならないという観点があります。工業団地からの雨水放流量を極力少ない量に設定し、調整池を築造しておりますが、近年の降雨状況の中では調整池内の雨水を排出する間もなく次の降雨があることから、そういうことも踏まえまして排水能力を増大して、早期に調整池容量を確保するための改良は実施したいというふうに考えております。その部分につきましては、短期・中期・長期各々の各所浸水対策事業、その部分の中で計上しておるところでございます。

川上委員

調整池本体を扱う事業はどこに計上してますか。

土木建設課長

短期・中期・長期、各々の各所浸水対策事業、その中、一番下ですね、短期・中期・長期の中で計上しておるところでございます。

委員長

各所浸水対策事業が短期・中期・長期の各項目の一番下にあるやろ。

川上委員

それぐらいの位置づけのことではないでしょう。2分の2ですよ。2ページの、例えば三緒浦のため池とか、あなた方書いているでしょう、これは後で聞くけど。それから、愛宕の調整池の新設とかね、オートレース場オンサイト調整池とか書いているでしょう。徳前のポンプ場を廃止して、その後に小さな調整池を造ろうとしてるんですね。住民の願いと反対の方向ですよ、これ。こういうものが出ているのに、あれだけあなた方が問題意識を持っている鯉田工業団地の調節池対策がね、各所の中に入ってるのかというのは不自然でしょう。少しずつ、何か扱って済むような話じゃないでしょう。私は一般質問で言いましたけど、あの下にはね、4層にわたって空洞があるわけでしょう。あなた方石炭が入っているというけど、石炭が入っている所も残っている所もありますよ、一部。でも大半は空洞になってるんですよ。それは三菱が証明しているじゃないですか、浅所陥没想定区域と書いてるんだから。掘っている人から私は聞いた。空洞の名前まで聞きましたよ。ところが、あなた方はね、そこに石炭が詰まっているという認識を示された。とんでもないことですよ。あなた方だけがそう思っているわけですよ。だから、私はあそこの問題についてはね、三菱に情報をきちんと聞いて。もう三菱はもうやったじゃないかと言うかもしれないよ、縄田さんに渡したでしょうと言うでしょう。で、工業法に基づいてね、三菱マテリアルの責任もあるのだから、費用の分担についてもね、相談すべきだというふうに申し上げたことがあるけど、そのことについてね、この工業団地のこれについて全然書いていないのはおかしい。だいたいね、前の経済部長と企画調整部長と都市建設部長の3名で連名ではんこまでついてね、栗尾の自治会に対してこの堤防については責任を負いますという、何の効力もない紙を渡してるでしょう。記録を残してるでしょう。そういう中で、このことについて全然書いてないのはね、おかしいじゃないか。

それから、三緒浦のため池、三緒浦池貯留改良事業、これはやっているんでしょう、現在。先ほど、入札制度の審査の中で資料出ていましたね。7月13日に入札して84.99で落札して、今度工事変更するんでしょう。どういう関係になるんですか、この工事とこれは。基本計画に位置づけているわけでしょう。どういうふうな関係になるんですか。

農林課長

現在、この工事につきましては、しゅんせつの工事をやっておりまして、ここに挙げております計画に行います事業につきましては、調整池としての機能を上げるための貯水量を増加させるための工事ということでございます。

川上委員

農林課長が答弁するんですか。三緒浦のため池の今の工事は、悪臭対策でやってるんでしょう。工事まで理由もなく工期を延長するんでしょう。増工するんでしょう。それは農業用ため池として、あなた方仕事してるんでしょう、受益地もないのに。とっくの昔に都市建設のほうに所管替えしていてもいいはずなんですよ。なぜ、いつまでもあなた方が持っているんですか、経済部が。そして、くじ引きで最低の落札率で入札してね、増工するわけでしょう。3,000立米処理するといったやつを、700立米ぐらいですか、ふやすわけでしょう。そういうことしているところでね、基本計画では、この貯留改良事業となっているでしょう。農林課所管のまま、これをやるんですか。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:35

再 開 11:35

委員会を再開いたします。

農林課長

質問者が言われますように、現在は主に汚泥と臭気対策のためにしゅんせつをやっておると

ころでございます。しかしながらこのため池は、質問者が言われますように、受益地のないため池でございまして、いろいろ検討がされまして、調節池として今後有効に活用しようということを決意いたしまして、次年度におきましてお示ししております浸水対策のために調整池とするということでございますが、現在農林課のほうで所管しておりますので、調節池として農林課のほうでそのまま、ことしの事業もございましてやらせていただきまして、その後所管替えというふうになるうというふうにご検討しているところでございます。

川上委員

ちょっと複雑ですね。それから、新しく調整池をつくるのは、基本計画ではいくつになるんですか。さっき徳前のこととか、私言いましたけど。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:37

再 開 11:38

委員会を再開いたします。

土木建設課長

調整池をつくるということで基本計画の中に上げておりますのが、短期の部分では6カ所、中期の部分で2カ所でございます。あとは各所の中で、学校の少量部分のオンサイトの調整池とか、それから公園等は各所の中で考えておるところでございます。

川上委員

1カ所か2カ所、名前を挙げてみてもらえますか。

土木建設課長

まずから上から2番目の西部排水区浸水対策事業、これは事業概要のところ調整池ということで挙げております。他にも一部分流化施設とか、そういうものを考えておるところでございます。それからちょっと下がりまして、大谷池、三緒浦池貯留改良事業、これと、その下の熊添川上流域調整池新設事業、それから愛宕調整池新設事業、それからオートレース場オンサイト調整池新設事業、それから短期の一番下の、飯塚市雨水貯留タンク設置整備事業、これは調整池という名前ではございませんが、各家庭につける100リットルないし200リットル等のタンクの設置でございます。続きまして中期、上から4番目になります、川島調節池新設事業、それから下から3行目、赤坂地区調整池新設事業、以上でございます。

川上委員

さっき私のほうから言ってしまいましたけど、徳前排水機場は廃止する考え方なんですね。あれを廃止して、どのくらいの調整池をつくらうとしてるんですか。あそこに調整池ができますか。

土木管理課長

容量としましては3,000立米でございます。

川上委員

まずね、地元の住民の方の要望書ももらってるでしょう。徳前排水機場を残してくださいというのが要望やないですか。去年の水害も回避できたのは、回避というか、比較的被害が従来からすると少なかったのは徳前排水機場の役割があったというふうに、地元は見なしてあるんですよ。そういう声も聞いたでしょう。それを廃止して、それがまずおかしいんじゃないかと思えますね。

それから、調整容量が3,000トン、あその形状はどうなってますか。行き止まりじゃないですか。水がそこまで来て、そして排水するようになっているわけでしょう。あそこにためるんですか、あそのずーっとうなぎの寝床みたいな所に。そうするとね、いざというときの水の不安というのは高まるんじゃないですか。ちょっとこのへんはわかりにくいので、説明を

してもらえますか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:44

再開 11:45

委員会を再開いたします。

土木管理課長

徳前排水機場の跡地につきましては、上流側に姿川調整池と明星寺川調整池をつくっております。そういうふうな明星寺川下水道事業でやっております、流域下水道でやっております調整池が平成24年に完了の予定です。一応、県と話しまして、25年度に徳前ポンプ場の機械関係を崩すというかたちでの話になっておりますけど、まだ最終的に地元との調整あたりは残っているかたちになるんじゃないかなと思っておりますけど、一応24年度いっぱいはまだ上流部が終わらないと、この分についてはどうこうするというかたちにはなっておりません。

川上委員

私は、廃止そのものが十分検討されない中でね、地元相談のないまま基本計画に駆け込んでおるといのはどうかと思うし、それからあの跡地、狭い所に水を流し込むという発想そのものがね、ずっと住宅が張りついている所ですよ。そこに水を流し込んで調整池として使うという発想がね、安全思想からいって間違えているんじゃないかと思うんですね。神田川というのはこれぐらいの川なんですよ。ダーっと張りついているんですよ。でも調整池使いようがないので、ここからずーっと地下に入っているようにしているでしょう。そういう所はやむを得ないけど、今から新たにね、住民が、家が、住宅が張りついている所に水を流し込んで貯留するとかね、3,000トンとか勝手に言っているけど、3,000トンで済む理由とかもあるんでしょうけどね、大体間違いじゃないかなと思います。

それから、合わせて153億4千万円の基本計画になるんですけども、これは合併特例債で対応ということなんだけど、財源手当てはどういうふうに考えてますか。

財政課長

今のところハード事業につきましては95%を合併特例債で事業実施していきたいというふうに考えております。

川上委員

借金以外いくらかかるんですか。

財政課長

例えば合計短期の61億円を合併特例債で全部対応したといたしますと、約58億円が特例債を充てるといふかたちになります。

川上委員

総額で148億円でしょう。そうすると、これの5%が単費ということになるんですね。

委員長

いま答弁は短期だけ、短期の61億円だけ。

川上委員

短期だけとか聞いてない。153億4千万円で聞いた。

財政課長

合併特例債の適用期限が平成27年度までになっておりますので、短期のほうは今お答えしましたように合併特例債58億円を充てると。中期・長期については補助事業等を活用していきたいということで、まだ財源等については組み立てができていないという状況でございます。

川上委員

そうすると、防災関連事業のほうは5億4400万円ということなんだけども、これは合併

特例債対応はないわけですか。

財政課長

一部、ハード事業等で活用できる分があると思います。県と協議しながら、なるべく活用する方向で実施していきたいというふうに考えております。

川上委員

そうすると、建設関連事業で61億円を合併特例債で対応と。防災関係はいくらになるか分からないと。県との協議は、どの段階までできてるんですか。大体61億円という数字は、もう県がにらんだ数字になってるんですか。それとも県が知らない数字ですか。

財政課長

具体的な、金銭的な協議はまだ行っておりません。飯塚市として取り組む浸水対策事業について、合併特例債の適応ができるということで、個々の事業費については今後協議していくというかたちになります。

川上委員

そうすると、この借金がこの建設関連だけで、この5年で58億円ふえるということになるんですか。

財政課長

本計画どおり実施すれば、そういうことになると思います。

委員長

他に質疑はありませんか。

(他になし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市慣行等の取扱いに関する検討結果について」、報告を求めます。

総務課長

昨年7月2日開催の本総務委員会におきまして、検討を開始する旨のご報告をしておりました。本市におけます市の花、木、花木、並びに表彰規程等の慣行等の取扱いにつきまして、飯塚市慣行等の取扱い検討委員会から制定案の提言書が提出されましたので、その概要及び今後の進め方について報告するものでございます。

本市におけます市の花、木、花木、表彰規程等の慣行等の取扱いにつきましては、旧1市4町の合併協議におきまして、新市において検討、制定することとされておりました。これを受け、今年度に合併後5年を経過することから、飯塚市慣行等の取扱い検討委員会を設置し、今年度中の制定を図ることとしていたものでございます。検討委員会におきましては慎重な検討を重ねられた結果、今月12日に市長に対し制定案の提言書が提出されましたので、この提言内容について概要をご説明いたします。

資料の1ページをお願いいたします。記載いたしております基本方針に基づきまして、8月10日から計3回の検討委員会の開催、市民アンケートの実施及び素案に対するパブリックコメントの実施等を経ての提言内容となっております。

3ページをお願いいたします。市の花、木、花木につきましては4ページ以降に制定理由等を記載しておりますが、市民アンケートの結果と合併前の旧市・町の制定状況等のバランスを考慮いたしまして、各2種類といたしております。花につきましてはコスモス、スイセン、木はクスノキ、メタセコイア、花木はキンモクセイ、シャクナゲとする制定案でございます。

7ページをお願いいたします。市民表彰制度につきましては、市の政治、経済、文化、社会その他各般にわたり、市勢振興に寄与したものの功績をたたえ、市民の模範となる行為があったものを表彰するため、8ページ以降に条例案、規則案として示させていただいております。

制度の骨子といたしましては、条例案の2条から5条に記載のとおり、1つは8分野にわたるところの功労表彰、2つ目といたしましては善行表彰、3つ目といたしましては市民栄誉賞

という構成内容になっております。なお表彰規模につきましては、毎年20人から30人を予定しているところでございます。

今後、本市といたしましては提出いただきました提言書を最大限尊重いたしまして、市の花、木、花木につきましては、合併期日の3月26日の告示による制定、表彰制度につきましては次期定例議会に条例議案を上程いたしまして、4月1日からの施行を目指して事務を進めていくこととしております。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に「平成22年度飯塚市保育士採用試験の実施状況について」、報告を求めます。

人事課長

平成22年度飯塚市保育士採用試験の第1次試験を1月16日、日曜日に実施いたしましたので、その概要をご報告いたします。

お手元の資料をごらんください。資料のほうでございますが、左から性別、申込者数、受験者数、受験率の順に記載をしております。受験者数は申込者70人に対し61人で、受験率は87.1%となっております。

今後、第1次試験の合格発表を1月27日、木曜日、午前10時に本庁玄関前に合格者の受験番号を掲示するとともに、正午からはホームページ上へ同様に合格者の受験番号を掲載する予定にしております。なお、合格者へは27日発送で、郵便により通知を予定いたしております。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして総務委員会を閉会いたします。お疲れ様でございました。